

登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて（案）

〔平成 24 年 5 月 17 日
政治資金適正化委員会決定〕

1. 政治資金規正法第 19 条の 18 第 1 項の規定により登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときは、同法第 19 条の 20 第 1 項の登録申請書には、政治資金規正法施行規則第 14 条の 5 第 1 項第 2 号に掲げる戸籍抄本の添付は要しないものとする。
2. 「政治資金規正法施行規則第 14 条の 5 第 1 項第 5 号の「政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの」の決定について」（平成 20 年 9 月 11 日政治資金適正化委員会決定）は廃止する。

附 則

この取扱いは、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。